

別紙

宮崎県企業局庁舎清掃業務実施要領

企業局庁舎の清掃については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の規定（建築物環境衛生管理基準）及びこの要領に基づき、庁舎の衛生と美観の保持に努め、清潔にして安全な業務を実施すること。

- 1 業務範囲
宮崎県企業局庁舎（敷地を含む。）

- 2 業務内容

	内 容	清掃概要	清掃時期
1	庁 舎 内 外 清 掃	防塵、水拭等	毎日又は数日単位
		衛生設備の保全等	必要が生じたとき
2	定 期 清 掃	ワックス塗布等	契約期間中4回
3	特 別 清 掃	窓ガラス清掃	契約期間中2回
		局長室清掃	契約期間中1回

- 3 要領

- (1) 日常清掃（庁舎内外共用部分等、毎日）

清掃箇所	清 掃 要 領
玄関出入口	① 掃き掃除 ② マット類の除塵 ③ 乾拭きによる玄関扉の磨き上げ ④ ドアガラスの拭き上げ ⑤ ドアノブの消毒
ギャラリー その他1階床面	① 掃き掃除 ② 水絞りモップ又は乾きモップによる拭き掃除（汚れの目立つ部分のみ） ③ 中性洗剤による洗浄（汚れの目立つ部分のみ） ④ 椅子、テーブル等の整理整頓、磨き上げ ⑤ カーテンの開閉（必要に応じて） ⑥ 鉢植木の水やり ⑦ マット類の除塵
各階の廊下及びエレベーターホール	① 掃き掃除 ② 水絞りモップ又は乾きモップによる拭き掃除（汚れの目立つ部分のみ） ③ 中性洗剤による洗浄（汚れの目立つ部分のみ） ④ 椅子の整理整頓、磨き上げ ⑤ ドアノブの消毒
洗面所及び便所	① 床面の清掃（廊下の清掃方法による） ② 鏡の乾拭き ③ 特殊薬品による大小便器の洗浄 ④ 紙屑入れ及び汚物入れの内容物の回収処理・消毒 ⑤ 乾拭きによる金属部の磨き上げ ⑥ トイレトペーパー、水石鹸及び便座シートの補充 ⑦ 洗面台・ドアの磨き上げ

清掃箇所	清 掃 要 領
喫煙スペース	① 掃き掃除 ② 灰皿の掃除（吸い殻等の取り除き、灰皿のタオル拭き）
湯沸室	① 床面の清掃（廊下の清掃方法による） ② 洗剤等による流しの洗浄 ③ 乾拭きによる湯沸器の磨き上げ ④ 衛生器物の手入れ ⑤ ゴミ袋等の補充 ⑥ 生ゴミ・茶殻の収集（毎夕）及び地下ゴミ置き場への搬出 ⑦ 乾拭きによる壁面の磨き上げ
エレベーター	① フロアマットの除塵 ② 乾拭きによる内部壁面及び鏡の磨き上げ ③ エレベーターボタンの消毒
各階の階段	① 手摺りの羽毛払いによる除埃及び消毒 ② 湿った雑巾等による拭き掃除 ③ 真鍮部の乾拭き ④ 階段の床面の清掃（廊下の清掃方法による）
庁舎敷地	① 掃き掃除 ② 庁舎回りの草取り、庭木の剪定（必要に応じて） ③ 庭木の散水（夏季以外の日が必要に応じて行い、夏季（6月から9月まで）は毎日夕方1回散水）
地下駐車場	掃き掃除（必要に応じて）
配管（線）室 （1階から 8階まで）	掃き掃除（必要に応じて）

(2) 設備等保全作業（庁舎内外共用部分等、必要が生じたとき。）

作業箇所	作 業 要 領
企業局庁舎内外 清掃区域	① 衛生設備、給水設備等の保全作業及び異状発生時の報告 ② 漏水等の応急措置、蛇口パッキン取替等の軽微な保全及び修繕作業 ③ 衛生設備等の保全及び軽微な修繕作業 ④ 庁舎共用部分に設置された電灯の取替作業 ⑤ 庁舎1階給水栓における水質の測定（法律に基づき7日以内ごとに測定する遊離残留塩素等の5項目検査）及び報告の実施

(3) 定期清掃

ア 共用部分

(契約期間中 4 回：おおむね 10 月、令和 8 年 1 月、令和 8 年 4 月、令和 8 年 7 月)

清掃箇所	清 掃 要 領
玄関出入口	① 壁及び窓の塵払い ② 研磨剤及びガラス拭き用薬品等による玄関扉金属部分の磨き上げ ③ マット類洗浄
ギャラリー その他 1 階床面	① 中性洗剤等による洗浄 ② 研磨剤による磨き上げ ③ 壁及び窓の塵払い
各階の廊下 エレベーターホール	① 中性洗剤等による洗浄 ② P タイル箇所のワックス塗り込み ③ 研磨剤による磨き上げ ④ 壁、窓、天井及び照明器具の塵払い
便所及び洗面所	① 洗剤等による床面の洗浄 ② ワックス塗り込み（必要箇所のみ） ③ 高級洗剤による大小便器（アク洗浄等）の拭き上げ ④ 窓、壁、天井及び照明器具の塵払い ⑤ 換気扇の磨き上げ
湯沸室	① 洗剤等による流しの磨き上げ ② 中性洗剤による床面の拭き上げ ③ ワックスの塗り込み（必要に応じて） ④ 壁、窓、天井及び照明器具の塵払い ⑤ 茶殻入容器の散水洗浄及び消毒
エレベーター	① 中性洗剤等による床面の洗浄 ② 中性洗剤等による壁、扉、操作盤の拭き上げ ③ 壁、扉、操作盤の水拭き及び乾拭き ④ フロアマットの洗浄
各階の階段	① 中性洗剤等による洗浄 ② ワックスの塗り込み（必要に応じて） ③ 研磨剤による磨き上げ ④ 壁、窓、天井及び照明器具の塵払い ⑤ 出窓（上部）の拭き掃除
屋外	① 散水洗浄 ② 庁舎表示板等金属部分の防錆処理 ③ ピット（1 階南入口の横）の掃き掃除

イ 専用部分

(契約期間中 4 回：おおむね 10 月、令和 8 年 1 月、令和 8 年 4 月、令和 8 年 7 月)

清掃箇所	清 掃 要 領
県電ホール (床面積257㎡、 カーペット敷)	① カーペットのシミ抜き及びクリーニング ② 壁、窓、天井及び照明器具の塵払い
主催者控室 (床面積14㎡)	① 掃き掃除及び水拭き掃除 ② ワックスの塗り込み ③ 研磨剤による磨き上げ ④ 洗剤等による流しの磨き上げ ⑤ 茶殻入れ容器の散水洗浄及び消毒 ⑥ 壁、窓、天井及び照明器具の塵払い

(4) 特別清掃

ア 窓ガラス（契約期間中 2 回：おおむね 1 1 月、令和 8 年 3 月）

清掃箇所	清 掃 要 領
庁舎窓ガラス (1 階から 8 階まで)	① 水又は中性洗剤をシャンプーホルダーに染み込ませてガラス面に塗布 ② スクイジーによる汚水の除去 ③ 水分を絞り研磨剤をつけたウエスによる磨き上げ（汚れが目立つ場合のみ） ④ 乾いたウエス（あるいはセーム皮）による汚れ及び水気の拭き取り ⑤ ウエスによるサッシ等の窓枠についた水分・汚れの拭き取り ⑥ 外部のガラス清掃においては、墜落制止用器具を装着し、落下防止の手段を講じる。 ⑦ 高所作業等を行う場合は、労働安全衛生法上の要件を満たす者を配置する。

項 目	留 意 事 項
1 監視人の選定	① 5 m 以上の高所作業技能を習得した高所作業の熟練者 ② 地上監視員
2 安全装備の点検	① 命綱（安全帯長 1.5m 以上幅 60mm 以上）の点検 ② 屋上支持物への取付法点検確認 ③ 取付金具の点検（丸環フックパイプ等） ④ 安全帽・安全靴その他保護具の点検確認 ⑤ 服装の確認（手袋、作業服、履き物等の点検確認、半裸の厳禁）
3 積載物の落下防止	① 作業中の物の投げ下ろし厳禁 ② 携行品の限定の確認 ③ 材料器具、ウエス等の落下防止 ④ 物品上げ下ろし器具点検 ⑤ 器具の置き方点検確認 ⑥ 作業に必要な連絡方法の徹底
4 立看板及びロープ張り	① 地上（道路上）の危険区域の表示又は、トラロープ等での一般通行者の立入防止の立て看板の有無の確認 ② 道路使用許可証交付の確認 ③ 道路使用許可証指定内容に基づく設置方法の確認 ④ 道路使用許可証指定作業時間の確認 ⑤ 地上監視人の確認
11 火気の手扱い	① 火災予防のため定められた場所以外での火気厳禁 ② 指定場所での喫煙 ③ 火気始末の確認 a 歩行中又は作業中のくわえタバコの禁止 b 火気を使用した所を離れる際の消化等の確認

イ 局長室（契約期間中 1 回：おおむね令和 8 年 3 月）

清掃箇所	清 掃 要 領
4 階局長室 (床面積 60m ² 、 カーペット敷)	① カーペットのシミ抜き及びクリーニング ② 壁、窓、天井及び照明器具の塵払い